



# 神奈川県アレルギー疾患対策推進計画改定

神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課

令和4年3月16日

# もくじ

- 1 現行計画について（スライド3～5）
- 2 現行計画の総括（スライド6～9）
- 3 県改定計画対応とスケジュール（スライド10）
- 4 （参考）アレルギー疾患対策基本指針改定のポイントと特徴  
（スライド11～12）

# 1 現行計画について

## 背景

- アレルギー疾患は、原因も症状もさまざまで、国民の約2人に1人が何らかの疾患を持っていると言われており、患者数は増加傾向。
- 平成27年12月25日「**アレルギー疾患対策基本法**」が施行。

対象疾患：気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー

## 基本理念

- ① 総合的な施策の実施により生活環境の改善を図ること
- ② 居住地域にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるようにすること
- ③ 適切な情報の入手ができる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制の整備がなされること
- ④ アレルギー疾患研究を推進し、その成果等を普及・活用・発展させること

・第11条 国はアレルギー疾患対策基本指針を策定しなければならない ⇒ 平成29年3月策定、5年ごとに見直し

## 県計画規定

第13条 都道府県は、アレルギー疾患対策基本指針に即するとともに、(中略)状況等を踏まえ、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる。

第20条 国の施策と相まって、地域の実情に応じ、第14条から18条までに規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

# 1 現行計画について

## 地方公共団体が講ずる施策（第20条）

第14条 知識の普及  
第15条 生活環境の改善

第16条 医師その他の医療従事者の育成  
第17条 医療機関の整備等

第18条 アレルギー疾患を有する者の生活  
の質の維持向上  
(人材育成、連携協力体制確保、研修機会確  
保、相談体制整備)

## 県推進計画における課題認識

I アレルギー疾患の発症・重症化の予防や  
症状の軽減

- ・アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及
- ・生活環境におけるアレルゲン等の軽減
- ・生活スタイルの改善

II アレルギー疾患医療の適切な診療を受けられる  
体制の整備

- ・医療提供体制の整備
- ・専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成

III アレルギー疾患患者等を支援する環境づくり

- ・連携協力体制の確保
- ・アレルギー疾患患者を支援する者の人材育成等
- ・災害時の対応

基本法及び基本指針に沿い、平成30年3月に5か年(～令和5年3月まで)の現行計画を策定。

# 1 現行計画について

## 県推進計画における課題認識

### I アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減

- ・アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及
- ・生活環境におけるアレルゲン等の軽減
- ・生活スタイルの改善

### II アレルギー疾患医療の適切な診療を受けられる体制の整備

- ・医療提供体制の整備
- ・専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成

### III アレルギー疾患患者等を支援する環境づくり

- ・連携協力体制の確保
- ・アレルギー疾患患者を支援する者の人材育成等
- ・災害時の対応

## 県推進計画の柱立て

### I アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減

- ・アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及
- ・生活環境におけるアレルゲン等の軽減
- ・生活スタイルの改善

### II アレルギー疾患医療の適切な診療を受けられる体制の整備

- ・医療提供体制の整備

### III アレルギー疾患患者等を支援する環境づくり

- ・アレルギー疾患患者を支援する者の人材育成等
- ・相談窓口の案内
- ・災害時の対応

## 2 現行計画の総括

### I アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減

#### (1) アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及

ホームページによる情報提供、講演会の開催、リーフレット配布、出前講座

#### (2) 生活環境におけるアレルゲン等の軽減

加工食品のアレルゲン検査、スギ・ヒノキの花粉飛散量の調査と県民への情報提供、無花粉スギ、無花粉遺伝子を有するスギ精英樹等の雌雄着花量、種子生産量等の調査、ディーゼル規制に係る検査・指導、制度周知等  
自動車NOx・PM総量削減計画の進行管理 等

#### (3) 生活スタイルの改善

卒煙(禁煙)サポート、受動喫煙の防止事業者指導等、未成年者の喫煙防止対策 等

#### 継続する項目

国指針改定に伴う変更項目はなく、引続き着実な事業実施が必要

## 2 現行計画の総括

### Ⅱ アレルギー疾患の適切な医療を受けられる体制の整備

#### (1)医療提供体制の整備

神奈川県アレルギー疾患医療拠点病院の選定

長年アレルギー疾患に注力してきた横浜市立みなと赤十字病院、こどもの総合的なアレルギー診療が可能である県立こども医療センターの2病院を県拠点病院として選定

神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会の設置

国中心拠点病院(相模原病院)、県内大学病院、各団体が一堂に会し、施策検討の場としての設置

#### (2)専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成

神奈川県アレルギー疾患医療拠点病院による研修会の開催

現行計画で一部完成 ・ 今後発展を目指す項目

現行計画にて(1)体制の整備を行えた。

⇒ 県拠点病院を中心とした(2)人材育成の構築を目指したい

## 2 現行計画の総括

### Ⅲ アレルギー疾患患者等を支援するための環境づくり

#### (1) アレルギー疾患患者を支援する者の人材育成等

食物アレルギー緊急時対応研修、教職員新任者研修、保育エキスパート研修 等

#### (2) 相談窓口の案内

ホームページによる情報提供

#### (3) 災害時の対応

アレルギー疾患対策に係る関係職員研修の実施(アレルギーの知識と災害時の備えと対応)

#### 継続する項目

国指針改定に伴う変更項目はなく、引続き着実な事業実施が必要



## 2 現行計画の総括

### ( 成果 )

- ・ **体制整備に注力し、拠点病院の選定・協議会の設置など体制整備の一部が完了した**
- ・ **県と拠点病院が連携することで県民や支援者に対する普及啓発・人材育成事業の実施スキームの構築が図られた**

### ( 課題 )

- ・ **体制整備のうち診療連携協力体制の構築や専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成の取組が不足していた**

### 3 県改定計画対応とスケジュール

#### 厚生労働省による基本指針改定手法を見本とした県計画の改定を行いたい

3月	4月 5月	6月	7月	9月	10月	12月	1月	2月	3月
推進協議会	改定骨子案作成	庁内照会	推進協議会	常任委員会報告	庁内照会 協議会開催	常任委員会報告	推進協議会 パゴメ実施	常任委員会報告	知事決裁 計画策定
県 県拠点病院の取組 状況を踏まえた事業の 進め方に関する意見交 換 改定スケジュール共有			骨子案の意見聴取	計画骨子案	素案の意見聴取	計画素案	議会パゴメ意見の 反映について 計画案の意見聴取	計画案	

## 4 アレルギー疾患対策基本指針改定のポイントと特徴

項目	内容
I アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項	・アレルギー疾患のコントロールのために、アレルゲン回避だけでなく、 <u>免疫寛容の誘導も考慮に入れた環境の改善を</u> 図る。
II アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項	・アレルギー疾患に関する情報について <u>出生前から保護者等への普及啓発活動に取り組む</u> 。 ・ <u>外食・中食における食物アレルギー表示については、消費者の需要や誤食事故等の実態等に基づき、適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。</u>
III アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項	・専門的な取組をより推進するため、医療従事者として、「 <u>歯科医師</u> 」「 <u>管理栄養士</u> 」を明記する。 ・「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果に基づく医療提供体制を整備する。 ・ <u>都道府県拠点病院等は適切な情報の提供、アレルギー疾患医療に関する専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等の推進に協力する。</u>

## 4 アレルギー疾患対策基本指針改定のポイントと特徴

項目	内容
IV アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項	<p>○国は、免疫アレルギー疾患の特性に注目した研究等を盛り込んだ「<u>免疫アレルギー疾患 研究10か年戦略</u>」に基づくアレルギー疾患研究を推進する。</p> <p>○国は、長期的な疾患管理を十分に行う等の観点から、患者の視点に立った研究を推進する。</p>
V その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項	<p>○国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業者団体に対し、周知を図る。</p> <p>○地方公共団体は、<u>都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会</u>等を通して地域の実情を把握し、<u>都道府県拠点病院</u>等を中心とした診療連携体制や情報提供等、アレルギー疾患対策の施策を策定及び実施するよう努める。</p>